

嬉野市地域防災計画の主な修正内容

- 1 避難行動要支援者名簿の活用による支援の充実・強化**
- 2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保**
- 3 被災者保護対策の改善**
- 4 平素からの防災への取組の強化**

1 避難行動要支援者名簿の活用による支援の充実・強化

背景

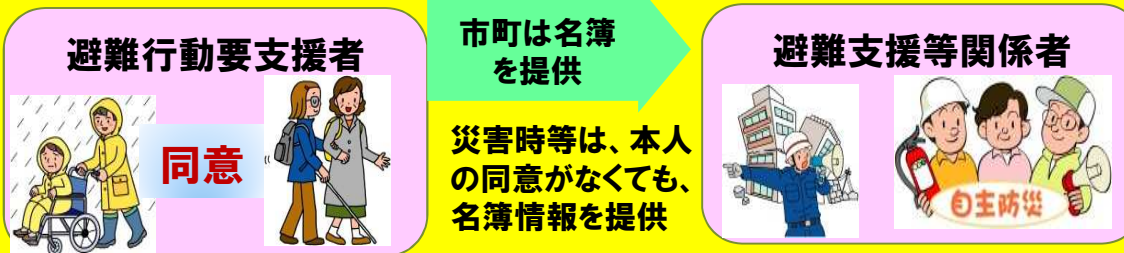
- ◆ 東日本大震災では、多くの尊い命が失われた。
- ◆ これまで、災害時要援護者名簿があったが、作成・活用が十分ではなかった。
 - ・犠牲者の過半数が65歳以上の高齢者
 - ・障害者の犠牲者の割合も、健常者のそれと比較して2倍程度

- ◆ 避難行動要支援者名簿の作成
- ◆ 避難行動要支援者名簿の定期的な更新

市に義務付け

修正内容

- ◆ 市町は、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難支援等関係者にあらかじめ名簿を提供。



- ◆ 避難支援・安否確認体制
- ◆ 情報伝達体制の整備を図る。

避難行動要支援者の支援体制

要配慮者



避難行動要支援者



本人の同意がある場合は、平時から名簿情報を提供

市町

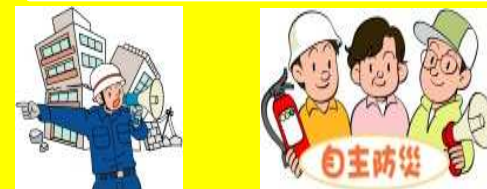


本人の同意がある場合は、平時から名簿情報を提供

災害時等は、本人の同意がなくても、名簿情報を提供

避難支援
安否確認

避難支援等関係者



避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

名簿に登載する者の最小限の範囲

① 要介護認定を受けている者



② 身体障害者1・2級(総合等級)の者で第1種を所持する身体障害者(心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く)



③ 療育手帳Aを所持する知的障害者

④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

⑤ 市町で実施する生活支援サービスを受けている難病患者

⑥ 上記以外で市町等が支援の必要を認めた者



2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保(1)

指定緊急避難場所、指定避難所の指定

背景

- ◆ 東日本大震災では、避難所へ避難することによって、かえって人の生命に危険が及ぶということが起きた。



- ◆ 住民が緊急的に避難する「指定緊急避難場所」
- ◆ 被災者が一定期間滞在するための「指定避難所」

区別して指定

市に義務付け
指定後は住民へ
周知徹底

修正内容

洪水・津波など
切迫した災害



緊急的に
避難



災害種別ごとに指定



指定緊急避難場所
(緊急的に避難する場所)



指定避難所
(一定期間滞在する場)



2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保(2)

市町の避難勧告等の発令

正しい情報を
聞くことが大切



屋内での待避等の安全確保措置

避難時の周囲の
状況等により避難
の立退きを行
うことがかえって
危険を伴う場合



市町は、屋内待
避等の安全確保
措置を指示するこ
とができる旨を追
記



没日までに避難

避難が夜間に
なりそうな場合



市は、日没までに
避難が完了でき
るような避難勧告
等の発令に務め
る旨を記載



3 被災者保護対策の改善(1)

り災証明書の交付

平常時

災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明書の交付体制を確立

災害時

災害時には、遅滞なく被災者に対し、り災証明書を交付



- 被災者再建支援金の支給
- 住宅の応急修理
- 義援金の配分 等に幅広く活用

被災者台帳の作成

市町は、必要に応じ、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める旨を追記。



被災者への支援漏れを防止



被災者台帳

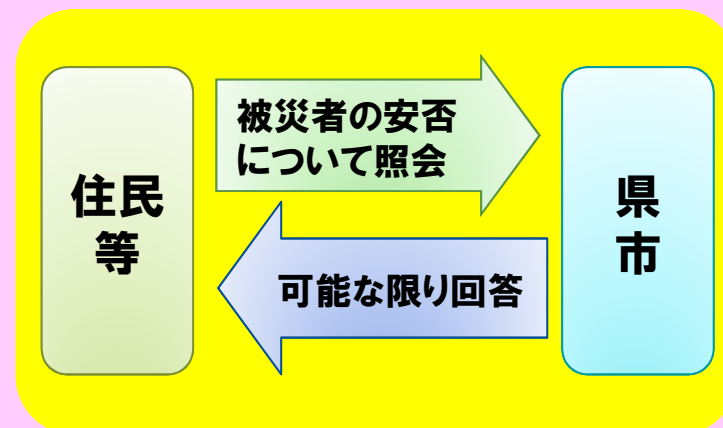
被災者の被害の状況
被災者の各種支援措置の実施状況
被災者の配慮すべき事項

3 被災者保護対策の改善(2)

安否情報の提供

- ◆ 県・市町は、住民等から照会があったときは、可能な限り安否情報を回答する旨を追記。

居所を知られることにより、DV等により危害を受けるおそれがある被災者もいるため、個人情報の管理を徹底



要配慮者に対する応急仮設住宅の優先入居等

- ◆ 市又は県は、
 - 要配慮者の優先的入居
 - 高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置

に努める旨を追記



3 被災者保護対策の改善(3)

避難所の良好な生活環境の確保(1)

女性の視点からの配慮

- ◆ 市町は、巡回警備や防犯ブザーの配布等に努める旨を追記。
- ◆ 市町は、高齢者、障害者、妊産婦等の様々な避難者の意見を吸い上げるため、
 - 相談窓口の設置
 - 窓口には女性を配置するよう努める旨を追記。



避難所に滞在できない被災者への配慮

- ◆ 市は、やむを得ず避難所に滞在できない被災者に対しても、
 - 食料等必要な物資の配布
 - 保健師等による巡回相談 等により生活環境の確保に努める旨を追記。



3 被災者保護対策の改善(4)

避難所の良好な生活環境の確保(2)

食物アレルギーへの配慮

市は、食事の原材料表示
に務める旨を追記

被災者が安心して
食べることができる



4 平素からの防災への取組の強化(1)

地区防災計画による地域防災力の向上

- ◆ 地区の居住者や事業者が作成した「地区防災計画」を市地域防災計画に定めることができる旨を追記

自発的なコミュニティレベルでの防災活動を促進し、地域防災力を高める。

地域の居住者
事業者
地区防災計画

提案

市町防災会議
最大限尊重し、地域
防災計画に定める。



ポータルサイト・サーバー運営者に対する協力要請

- ◆ 県は、避難情報などの緊急性の高い情報の広報は、主体的にポータルサイト・サーバー運営者へ協力要請する旨を追記。

緊急性の高い情報

避難情報等

市

広報の
協力要請

ポータルサイト・
サーバー運営者

広報

住民

4 平素からの防災への取組の強化(2)

飼い主による家庭動物対策

平常時 避難所での飼育についての家庭における準備

災害時 家庭動物との同行避難



物資の備蓄の推進

県と市で役割を定めた「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、備蓄の推進に努める旨を追記

県

すぐに入手困難なもの
・アレルギー対応食品
など

連携



役割分担

市

・食料、飲料
・排泄等関係
・寝具 等

4 平素からの防災への取組の強化(4)

消防団の充実・強化

市及び県は、

- ◇ 公務員の入団促進
- ◇ 装備の改善
- ◇ 地域防災力の中核となる団員の教養訓練を受ける機会
の充実に努める旨を追記

